

住宅改修費支給の流れ

・利用者本人の心身の状況などから、改修する箇所、機能、構造などを検討する。

↓

・改修が介護保険の対象になるかどうか、ケアマネジャー等に相談する。

↓

・事前申請(施工する前に介護保険課へ申請)

↓

・事前審査、承認

↓

・改修工事(完成後、施工業者に工事費を支払いし、工事内訳書、領収書を受領する。)

↓

・住宅改修費支給申請(本申請)

↓

・住宅改修費支給(改修費支給の振込は申請から3ヵ月程度かかります。)

●事前申請に必要な書類

- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事費見積書
- ・施工前写真(日付入り:場合によっては図面)

●本申請に必要な書類

- ・住宅改修費支給申請書(本申請用)
- ・完成写真(日付入り)
- ・工事内訳書
- ・被保険者あての領収書(原本) ※原本は、窓口で確認した後、返却します。

<個人番号(マイナンバー)>

平成28年1月から個人番号(マイナンバー)の利用が始まり、介護保険申請書等にも個人番号の記載が必要となりました。個人番号が記載された申請書や提出書類を受け付ける際には、所定の本人確認を行う必要があります。そのため、以下の書類が必要となりました。

* 本人(被保険者)の個人番号を確認できる書類(いずれか1点が必要)

- ・本人の個人番号カード(代理人の場合は写し可)
- ・本人の通知カード(代理人の場合は写し可)
- ・本人の個人番号が記載された住民票の写し

* 手続きを行う方(本人や代理人)の身元を確認できる書類

((1)又は(2)のいずれか)

(1)いずれか1点が必要

- ・本人(代理人)の個人番号カード、運転免許証、パスポート等
- ・官公署が発行・発給した書類で写真表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの

(2)いずれか2点が必要

- ・本人(代理人)の健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、負担割合証等
- ・官公署が発行・発給した書類で、氏名、住所又は生年月日が記載されたもの

* 代理権の確認ができる書類(代理人申請の場合)

(1)任意代理人の場合

- ・委任状又は申請者の介護保険被保険者証等

(2)法定代理人の場合

- ・戸籍謄本その他資格を証明する書類

「申請者が自らの個人番号が分からない」など、申請書等への個人番号の記載が難しい場合は、無理に個人番号を記載しなくても構いません。申請書等への個人番号の記載がない場合でも市役所では、申請書を受理します。